

平成29年度 事業計画

平成29年7月1日から平成30年6月30日まで

1 総括

当協会が公益認定を受けてから4年が経過しました。認定以降、公共嘱託登記業務の成果品検査制度の完全導入により、成果品の品質の確保、適切な業務処理費の計上を図られ、このことは、発注者と当協会との信頼関係の醸成につながっていると思われれます。

今後とも発注者から高い満足を得られるよう、業務の更なる改善に取り組んでまいります。

当協会は、県民の不動産に係る権利の明確化に寄与するという目的達成のため、次の事業を行っています。これらの事業を適切かつ迅速に実施し公益法人としての責任を果たしてまいります。

(1) 公共嘱託登記に係る受託事業（法定事業）

当協会の根幹となる事業であり、県内全域に地域の慣習に精通した120余名の社員を有する高度な業務処理能力をもって、公共事業の円滑な実施を促進し、地域の健全な発展に貢献していきます。

(2) 地図作成の促進等に係る受託事業（関連事業）

ア 土地家屋調査士としての専門性を発揮できる、地籍調査事業及び法14条地図作成作業を受託できるように取り組みます。

和歌山市東高松三丁目ほか地区で実施中の法14条地図作成作業については、本年度2年目作業となります。品質を確保したうえで、早期の完了を目指します。

また、本年度も別の地区においても発注が予定されていますので、当協会において受託できるよう努力してまいります。

イ 国土調査法19条5項指定を活用した地図整備について研究を行います。

ウ 国土調査法10条2項包括委託方式による地籍調査の拡大を官公庁に働きかけるとともに、それに対応するための人材の育成、技術の向上を図ります。

(3) 登記基準点設置事業（自主事業）

ア 登記基準点は、設置地域周辺における登記手続を容易にするとともに、大規模災害発生時においては、災害復旧事業の円滑な実施に不可欠となる測量の基点とすることができます。

また、本年から地籍調査における与点として登記基準点を利用できることになり、地籍調査の円滑な実施にも寄与することが可能になりました。

本年度の設置予定地区は、次のとおりです。

(田辺地区) 設置予定数 2級基準点 7点程度

イ 学校や公共施設の屋上に登記基準点を設置する場合において、併せてヘリサインを設置します。ヘリサインは、災害発生時に上空からの救助、救援活動の目印となるものであり、当該活動の迅速かつ的確な実施に寄与することができると思われま

す。
関係機関との協議が必要であるため、実施の可否は不明ですが、可能であれば1～2箇所程度の設置を予定しています。

(4) 境界標埋設事業（自主事業）

地籍調査実施地域において、境界標が亡失し、又は公共事業により創設された官民境界に金属プレートやプラスチック杭などの標識を設置し、当該官民境界の位置を明確にすることにより、後日の境界紛争を予防することができます。

設置予定数 700点

2 業務関係

(1) 社員に対する研修会の開催

各社員の能力の均一化を図り、どの社員が業務を担当しても発注官公署の十分な満足を得られるよう、社員を対象に公共嘱託登記業務の処理等に関する知識と技術の向上のための研修会を開催してまいります。

(2) 官公署契約担当者説明会の開催

官公署の契約担当者を対象に、単価契約の内容及びその運用についての説明会を開催します。

(3) 土地家屋調査士会その他関係機関との連携強化

社員研修、広報活動などにおいて土地家屋調査士会その他関係機関との連携を強化してまいります。

(4) 官公署等に対する広報活動の実施

当協会の業務内容を周知し、未契約庁の解消を図ってまいります。

3 総務関係

(1) 法人統治の確立

諸規則の整備及び見直しを行ってまいります。

(2) 情報公開の充実

ホームページを利用し、法律に定められた事項だけでなく、可能な限り広範囲な情報の公開を行ってまいります。

(3) 財政運営の安定化の検討

法人会計において利益を確保することの可否について、和歌山県とも相談のうえ検討を行います。